

平成30年第2回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
平成30年7月24日(火)
開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1
- 3 出席委員
佐藤 勝美、若杉 満、水津 功、菅井 径世、渡邊 泰輔(代理:山田 達也)、
大島 もえ、成瀬 のりやす、にわ なおこ、花井 守行、丸山 幸子
児玉 利彦、宇野 恵子、松原 圭子
13名
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 谷口 正喜、都市整備部技監 伊熊 竜彦
都市計画課長 伊藤 秀記、都市計画課長補佐 永尾 幸市
都市計画課主事 穂園 卓也、都市計画課主事 後藤 拓哉
- 7 議題等
報告事項
尾張旭市都市計画マスタープランの部分改定(素案)について

8 会議の要旨

事務局(部長)	<p>定刻となりましたので、はじめさせていただきます。本日は、猛暑の中、またご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。都市整備部長の谷口と申します。この4月に拝命をしております。どうぞよろしく願いいたします。早速ではございますが、ただいまから、「平成30年第2回尾張旭市都市計画審議会」を開催させていただきます。</p> <p>なお、慣例により、会長が選任されるまでの間、市長が議事進行をさせていただきます。</p> <p>はじめに、市長より一言ご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p>みなさんこんにちは。ただいまご紹介いただきました市長の水野義則です。慣例により初回は出席するということでしたので、出席させて頂いております。</p> <p>委員が変わられたということで新しい委員の方もおられますので改めてご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>暑い中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>それぞれの立場で、本市の市政活動にご協力いただきありがとうございます。このところ、ブロック塀とエアコン等いろいろなところから意見をいただいているところでございますが、さまざまな行政課</p>

市

長

題に適宜対応していくことになろうかと思えます。そうしたなか土地利用に関しても正直なところ、いろいろ市民の方々からご意見をいただいております。特に農地をいつまで農地にしておくのかというところは市民の皆さまの関心が高いところでございます。

日本全体では、人口減少、尾張旭市も例外ではなく、10年後には減っていくだろうと予測がされている中、総合計画ではできれば増やしていこうと計画を立てて進めております。どんどん開発をすれば人口が増えていくものではないと思っておりますが、とはいってもすべての開発をとめていくという訳でもなく、尾張旭市の身の丈にあった都市づくりを進めていかななくてはいけないと思っております。

そうした中、愛知県でも人口が減っていき、高齢化が進んでいくということで、今年度、区域マスタープランの見直し及び区域区分いわゆる線引き見直しが予定されています。本市においても用途地域の見直し検討を実施し、検討結果をもとに都市計画の変更について事務を進めているところです。また、併せて、今後の土地利用の需要や社会経済情勢の変化から工業用地の検討を実施いたしました。計画に対して充足するのか、しないのか、というような観点から検討した内容を説明させていただくとともに、用途地域の見直しや工業用地の検討を踏まえた都市計画マスタープランの部分改定の素案を作成しましたので、その内容の説明をさせていただきます。

委員の皆さまには審議ではなく報告に近い形になろうかと思えますが、市にとっては大きなターニングポイントになるかもしれないと思えますので、それぞれの立場に戻られましても情報共有に努めて頂けたらと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。最後に、本日の審議会が有意義なものとなりますことを祈念し、簡単ではございますが私からのあいさつとさせていただきます。

事務局(部長)

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、資料のご確認をさせていただきます。

お配りした資料は、「次第」のほか資料1とあります「都市計画審議会委員名簿」、次に資料2「事務局出席者名簿」、資料3「配席図」、資料4「都市計画審議会条例」、資料5「都市計画審議会運営規程」が各1部でございます。

本日は、本年4月に当審議会委員に就任をお願いして以降、初めての会議となります。私の方から、改めまして皆様方のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料1尾張旭市都市計画審議会委員名簿をご覧ください。上から順にご紹介させていただきます。また、資料3の配席図もあわせてご覧いただければと思います。

まず学識経験者の委員の方々について、ご紹介させていただきます。

佐藤 勝美委員です。 (挨拶)

若杉 満委員です。 (挨拶)

水津 功委員です。 (挨拶)

菅井 径世委員です。 (挨拶)

事務局(部長)	<p>次に、名簿では、守山警察署長の渡邊委員となっておりますが、本日は、代理で交通課長の山田様にお越しいただいております。(挨拶)</p> <p>続いて、議会選出の委員の方々についてご紹介させていただきます。</p> <p>大島 もえ委員です。(挨拶)</p> <p>成瀬 のりやす委員です。(挨拶)</p> <p>にわ なおこ委員です。(挨拶)</p> <p>花井 守行委員です。(挨拶)</p> <p>丸山 幸子委員です。(挨拶)</p> <p>続いて、住民代表の委員の方々についてご紹介させていただきます。</p> <p>児玉 利彦委員です。(挨拶)</p> <p>宇野 恵子委員です。(挨拶)</p> <p>杉原 圭子委員です。(挨拶)</p> <p>以上でございます。</p> <p>なお、委員全員が出席ということで、尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ており、会議は有効に成立しております。</p> <p>また、本日出席しております事務局職員は、資料2のとおりでございます。時間の都合上、紹介は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速議題に移らせていただきます。</p> <p>なお、先ほどもお話をさせていただきましたが、慣例により会長が選任されるまでの間、市長が議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、会長が選任されるまでの間、議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、会議次第の2、「会長の選任」に移ります。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局(課長)	<p>都市計画課長の伊藤と申します。座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、会議次第の2、「会長の選任」について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料4の「尾張旭市都市計画審議会条例」、そして資料5の「尾張旭市都市計画審議会運営規程」をあわせてご覧ください。</p> <p>審議会の会長につきましては、資料4の尾張旭市都市計画審議会条例に規定がございます。第6条第1項で、「審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき、任命された委員のうちから選挙によってこれを定めるものとする。」とされており、その方法は、資料5の運営規程をご覧ください。</p> <p>第2条第1項で「会長の選挙は、無記名投票で」、そして、同条第3項で、「審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。</p> <p>そのため、選出の方法として「無記名投票」と「指名推薦」の2とありますので、まずは、選出方法を決める必要があります。</p> <p>説明は、以上です。</p>

市 長	それでは、まず選出の方法について「無記名投票」と「指名推薦」の2とおりの方法がありますが、いかがいたしましょうか。
成瀬委員	従来から指名推薦で行われているようですので、今回も指名推薦が適当と思います。
市 長	他にご意見はございませんか。 ご意見がなければ「指名推薦」ということでご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
市 長	ご異議もないようですので、選挙の方法は「指名推薦」によることにいたします。それでは学識経験者として任命されています「佐藤委員」「若杉委員」「水津委員」そして「菅井委員」の4名の中から指名をお願いいたします。
成瀬委員	今回の改選前にも会長を務めてみえました。引き続き、商工会長の佐藤委員が適任と思います。
市 長	他にご意見はございませんか。 ご意見もないようですので、ただいま会長に、との推薦がありました佐藤委員を、会長に選任することとしてよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし。
市 長	ご異議もないようですので、佐藤委員を会長に選任することに決定いたします。それでは、会長が選任されましたので、事務局にお返しします。
事務局(課長)	ありがとうございます。 市長につきましては、他の公務がございますので、これをもって退席させていただきます。よろしくをお願いいたします。 【市長退席】
事務局(課長)	それでは審議会を再開させていただきます。審議会の議長につきましては、資料5の都市計画審議会運営規程第5条第1項において、「審議会の議長は、会長をもってあてる」としておりますので、以後の会議の議事進行につきましては、会長にお願いします。それでは会長、議長席の方へ移動をお願いいたします。 それでは、会長に選任された佐藤委員より一言、ご挨拶をお願いいたします。
議 長	ただいま皆様から、会長に推薦をいただきました佐藤でございます。全力で会長の職を務めたいと思いますのでお願いします。 なお、事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私の方で行わせていただきます。 それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。 会議次第の3、会長の職務代理者の指名について、事務局から説明願います。
事務局(課長)	それでは、会議次第の3、「会長の職務代理者の指名」について、ご説明させていただきます。 会長の職務代理者につきましては、資料4の都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠け

事務局(課長)	<p>たときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理すること」となっております。</p> <p>このため、先程の会長の選任と同様、学識経験者の中から、会長に指名していただくようお願いいたします。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたように、会長の職務代理者については、学識経験者の委員の中から会長が指名するということがあります。職務代理者には、引き続き、農業委員会会長の、若杉委員にお願いしたいと思います。</p> <p>若杉委員よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、会議次第の4、議事録署名者の指名に移りたいと思います。事務局から説明願います。</p>
事務局(課長)	<p>それでは、会議次第の4、「議事録署名者の指名」について、ご説明させていただきます。</p> <p>議事録につきましては、資料5の裏面にあります都市計画審議会運営規程第10条により、「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員2名が、これに署名すること」になっております。</p> <p>このため、議長から2名の署名者の指名をお願いいたします。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、私から2名の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名者には、にわ委員と、松原委員のお二方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は審議事項がございませんので、会議次第の5、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告事項「都市計画マスタープランの部分改定について」です。</p> <p>事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>都市計画課の穂園と申します。</p> <p>本日は、「都市計画マスタープランの部分改定」について、私から説明させていただきます。</p> <p>資料につきましては、「尾張旭市都市計画審議会会議資料」と表紙にある資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>資料は、全部で21ページあります。1ページおめぐりください。</p> <p>今回、都市計画マスタープランの部分改定についてご説明させていただきますが、1の「区域区分及び用途地域等の見直し」、そして、2の「工業用地の検討」、この2項目について検討した結果、3の「都市計画マスタープランの部分改定」が必要となったため、本日ご説明するものです。</p> <p>なお、1の「区域区分及び用途地域等の見直し」については、平成30年2月16日の審議会でご報告した内容です。現在、県に事前協議書を提出しているところです。また、新たな委員の方には、事前に前回の報告内容をご説明しております。振り返りのため、検討の流れと都市計画変更案について再度ご説明させていただきます。</p>

2ページをご覧ください。

見直し検討の流れについて、説明させていただきます。

まず、見直しの前提として、都市計画とは、長期的なまちづくりの方向性を示すものですので、一定の継続性、安定性が要請されることから、限定的な見直しとしました。

愛知県の第6回区域区分の見直し（総見直し）とありますが、今回は、愛知県が進めている県全体の見直しであり、見直しの基準や県の都市づくりビジョン、愛知県が策定する名古屋都市計画区域マスタープランとの整合を図るため、その内容を確認して進めてまいりました。

そして、「用途地域の決定又は変更に関するガイドライン」については、県全体の広域の見地や県が定める都市計画との適合を図る観点から愛知県がガイドラインを策定し、考え方を示しています。今回は、このガイドラインに沿った指定方針の確認を行っています。

次に、尾張旭市の都市計画マスタープランですが、都市計画マスタープランの土地利用方針において土地利用計画が示されていますので、検討に当たっては、確認をしています。

次に、都市計画基礎調査ですが、こちらは、5年サイクルで実施している建物利用、土地利用などの調査を実施していますので、こちらについても解析しております。

次に、先ほどご説明した背景を受けて区域区分の見直し検討、そして用途地域の見直し検討を実施しました。

今回の見直し検討は、こうした経緯を踏まえ実施したものです。

3ページをご覧ください。

見直し検討の結果、見直しが必要と判断した都市計画変更案です。

晴丘町東地区です。晴丘町東の一部で、国道363号の南側で瀬戸市境に位置している地区です。以前、結婚式場のあった付近です。現在は、何も建っていません。

近年、商業施設の廃業により一団の未利用地が発生しており、無秩序な市街化が進む恐れがある地区です。そのため、本地区は、計画的な土地利用を図る目的から、区域区分の変更（市街化区域への編入）を行い、工業地域への用途変更を予定しています。

続いて、2つ目の地区は、井田町四丁目地区です。井田町四丁目の一部で、三菱電機や浄化センターなどの工業地域に隣接する旭南線の南側で八反田公園の南側の住宅地の一部になります。

本地区は、居住環境を保護する目的から一団の住宅地である街区を北側の隣接地区にあわせ、準工業地域から第2種中高層住居専用地域へ変更し、用途地域とともに高度地区を指定します。

続いて、3つ目の地区は、新居町下切戸地区です。新居町下切戸、上の田、諏訪南の一部で、パロー城山店の城山街道を挟んだ北側になります。

本地区は、居住環境を保護しつつ沿道土地利用を図る目的から、第1種低層住居専用地域（一部第2種低層住居専用地域）から第1種住居地域へ変更し、用途地域とともに高度地区を指定します。

最後に、4つ目の地区は、瀬戸環状西部線地区です。

平成29年4月1日に瀬戸市との行政界変更によって、市域へ編入された地区で、第1種住居地域の用途指定がされています。現況は、愛知県所有の森林公園地内のため、今後も宅地利用は想定されないため、市街化区域から市街化調整区域への変更を予定しています。

ここまでが、前回の都市計画審議会でご説明した内容です。

4ページです。

ここからは、工業用地の検討について説明させていただきます。

こちらは、都市計画マスタープランの47ページの抜粋で工業用地フレームの記載内容です。

読み上げますと、都市計画マスタープランは「今後の土地利用の需要や社会経済情勢の変化などによって工業用地の確保が必要と判断された場合には、都市計画審議会等での審議を経た後に、見直しを行う」としています。

そして、検討の必要性として、近年の製造品出荷額の推移から工業用地の需要があり、また事業者からのニーズもあることから、今回、工業用地の検討を行いました。

5ページです。

工業用地の必要性をご覧ください。

ここからは、先ほど説明した工業用地の必要性について、検討した内容をご説明します。

グラフをご覧ください。

製造品出荷額の推移です。

平成24年から平成28年の製造品出荷額から平成29年度以降の推移を対数近似曲線により行ったものです。グラフから見ますと、平成29年度以降は、年々、増加する傾向にあります。

6ページです。

製造品出荷額と製造品出荷額及び工業敷地から算出した単位面積あたりの製造品出荷額を用いて、確保が必要な工業用地の面積（土地利用フレーム）を推計して工業用地の必要面積を検討しました。

確保が必要な工業用地でございます。

平成26年度と都市マスの計画年次である平成37年度、区域マスの計画年次である平成42年度を比較した結果、都市マスの計画年次ベースで7.3ha以上の工業用地が必要となりました。また、区域マスの計画年次では9.7ha必要という推計になりました。

この結果を受け、現時点では新たに7.3haの工業用地が必要と結論付けております。

7ページ、工業用地の候補地をご覧ください。

先ほどの推計から必要とする工業用地を確保するために候補地の検討を行いました。まず、①市街化区域内の工業系用途地域内（準工業地域、工業地域）に、候補地があるのか確認いたしました。

その次に、②市街化調整区域（既存ストックが活用可能な地域）での候補地の検討を行いました。

8 ページです。

①市街化区域内の工業系用途地域内です。

こちらは、都市計画基礎調査をもとに工業系用途地域の状況を確認しております。

下のグラフ、まずは、左側の建物利用現況調査のグラフをご覧ください。こちらは、工業系用途地域内の工業系用途建物についてです。

面積、棟数ともに頭打ちとなっていることがわかります。

続いて、真ん中の土地利用現況調査のグラフをご覧ください。

準工業地域の未利用地は減少傾向で、工業地域内の未利用地は1ヘクタールを大きく下回った中で、横ばいとなっています。

続いて、準工業地域内の土地利用の割合をご覧ください。

準工業地域内の土地利用ですが、住宅用地が32%と3分の1を占めており、工業用地は18%に留まっています。その他の主な内訳として、道路用地、公共施設等になります。準工業地域は、多様な用途が混在していることがわかります。

以上のことから、準工業地域では、未利用地が減少しており、住宅や商業が隣接する中で工業系用途の建物が建てづらい状況にあることから準工業地域については、候補地から除外します。

続いて、9ページをご覧ください。

先ほど、工業地域での未利用地が少ないとお話しましたがその状況について確認します。

市内の工業地域の未利用地は、最大でも一団の面積が0.1ha未満であり、既存の工業地域内での工業用地確保は難しい状況です。

工業地域の未利用地は、記載のとおり、小さく点在しており、一団の工業用地とはなり得ない状況です。

まとめますと、市街化区域内の準工業地域では、住宅や商業が混在しており未利用地はあるものの、新たな工業用地の候補地としては、適していない状況です。工業地域については、未利用地がほとんどない状況であることから新たに抽出するのは困難です。そのため、市街化調整区域での工業用地の確保の検討が必要になります。

続いて、10ページをご覧ください。

ここでは、市街化区域内で工業用地の候補地がないことから、市街化調整区域での検討を行います。

現行都市計画マスタープランの工業用地フレームの図面では、具体的に工業用地の配置方針として稲葉地区と晴丘地区を候補地として抽出しています。この2地区について、今回、工業用地の候補地となり得る地区を抽出するため、右側の中段にあります、

- ・幹線道路に接していること
- ・工業系用途地域に接していること
- ・住宅地及び店舗が点在していないこと

の3つの条件で整理を行いました。

その結果、今回は、必要面積やこれらの条件などを勘案し、稲葉地区が適地と判断しました。

11 ページをご覧ください。

本市での候補地です。

候補地は、約12ヘクタールの稲葉地区です。幹線道路である都市計画道路旭南線及び都市計画道路 稲葉線に接しています。また、都市計画道路旭南線を西側へ進むと東名高速道路及び名古屋第二環状自動車道があり、守山IC、名古屋ICともにアクセスがしやすく利便性の高い場所です。

12 ページをご覧ください。

こちらでは、稲葉地区の状況及び工業用地確保の方針について説明します。稲葉地区の状況は先ほど説明いたしましたので、中段、工業用地確保の方針をご覧ください。

愛知県の「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」第4条に基づく申出を行う区域に指定します。

下段にありますように、区域を指定することにより、工業系（製造業）に制限をかけることができます。

そして、将来的には、市街化区域への編入を予定しています。

これにより工業系土地利用としての担保がある程度できます。

このように、工業用地の必要性、そして、候補地について検討をした結果、将来的には約10ヘクタールの工業用地が必要で、候補地としては稲葉地区という結果になりました。

そのため、先ほどの、用途地域等の見直しと合わせて都市計画マスタープランの関係箇所について改定する必要があります。

続いて、13 ページをご覧ください。

3 都市計画マスタープランの部分改定です。

都市計画マスタープランについては、平成28年度の間年次報告では、各種方針について方針どおり進捗していると報告されたことから、引き続き現行の方針により都市づくりを進めます。

今回の、「第6回線引き見直し」及び「工業用地の検討」に合わせて、都市計画マスタープランとの整合性を確認しました。

その結果、今回の変更は、現行の都市づくりの方針に沿ったものであり、各種方針の改定は必要ありませんが、土地利用計画図等の一部の図面等は、今回の変更結果を明示するための以下の図面について、改定が必要となります。

改定の必要があるページと箇所を下に記載してありますので、読み上げますと

45 ページの図25 都市構造図

57 ページの図28 土地利用計画図

61 ページの図29 景観要素図

63 ページの図30 緑のネットワーク図

69 ページの図32 将来道路網構想図

93 ページの 中部地域の取り組み方針

117 ページの 南部地域の取組み方針

となります。

14ページです。

部分改定箇所の新旧対照表の説明をさせていただきます。

該当ページは表の左側が改定後で右側が改定前になります。

こちらは、図25 都市構造図です。

現行都市マスでは、やすらぎゾーン及びうるおいゾーンと位置づけている箇所です。こちらを活力ゾーンへ変更します。

15ページです。図28 土地利用計画図です。

今回の見直しに伴い、3箇所変更いたします。一番下の晴丘町東地区は、用途地域を工業地域とすることから工業地区へ変更します。

中段、稲葉地区について、市街化調整区域内で工業地の候補地とすることから工業地区へ変更いたします。

上段、新居町下切戸地区について、第1種低層住居地域を沿道利用可能な第1種住居地域へ変更したことに伴い、一般住宅地区へ変更します。16ページです。

続いて、図29 景観要素図です。

稲葉地区については、現行の田園景観からの除外を行います。また、晴丘町東地区については、新たに工業地景観へと変更を行います。

17ページ、図30 緑のネットワーク図です。

稲葉地区については、工業地区とすることから農地から除外します。

18ページ、図32 将来道路網構想図です。

晴丘町東地区についてご覧ください。

今回の見直しに伴い、市街化区域へ編入することから、該当部分を着色変更しています。

19ページをご覧ください。中部地域の取り組み方針図です。

稲葉地区を工業地の候補地としたことに伴い、白地だった部分を工業地としての土地利用へ変更しています。

20ページ、南部地域の取り組み方針図です。

晴丘町東地区の市街化編入及び工業地域の指定に伴い、工業地へ変更しています。

最後に21ページです。今後のスケジュールについて、都市計画マスタープランの部分改定と用途地域の都市計画変更について分けて説明させていただきます。

都市計画マスタープランの部分改定の欄をご覧ください。

平成30年7月頃の欄にあります都市計画審議会、こちらは本日の都市計画審議会です。

平成30年8月頃、1ヶ月間パブリックコメントを実施します。ホームページに原案を掲載し、市民の皆様に意見をお聞きするものです。

平成30年9月頃、パブリックコメントでいただいた意見に対しての対応を検討します。

平成30年10月頃、庁内推進会議を経て、都市計画審議会を開催します。パブリックコメントで提出された意見に市の対応を付けて、都市計画マスタープランの改定案についてご審議をいただきます。

事務局	<p>都市計画審議会で、承認をいただいて、平成30年11月頃、公表を予定しています。</p> <p>続いて、右側の用途地域の都市計画変更をご覧ください。</p> <p>平成30年7月頃、愛知県が国との事前協議を行う予定です。</p> <p>平成30年9月頃、晴丘町東地区の地区計画について、都市計画法第16条に基づく案の縦覧を2週間行います。意見書は縦覧の公告の日から3週間の間に提出することができます。</p> <p>平成30年11月頃、都市計画法第17条に基づく、縦覧を2週間行います。意見書は、縦覧の公告の日から2週間の間に意見書の提出することができます。</p> <p>2回の縦覧を経て、平成31年1月頃、縦覧で提出された意見への対応と都市計画変更案について庁内推進会議を経て、都市計画審議会にて審議を予定しています。</p> <p>そして平成31年2月頃、県の都市計画審議会において区域区分の都市計画の変更案について審議があり、最後に平成31年3月頃、都市計画決定（告示）、条例の議決（地区計画）を予定しています。</p> <p>こちらは、あくまでも予定ですので、時期については前後することがありますのでご承知おきください。</p> <p>今後のスケジュールについて説明させていただきましたが、都市計画審議会が今年度、今回を除き、あと2回予定していますので、ご承知おきください。</p>
事務局（課長補佐）	<p>少し補足させていただきます。4ページをご覧ください。</p> <p>都市計画マスタープランは今後の土地利用の需要や社会経済情勢の変化などによって工業用地の確保が必要と判断された場合とありますが、きっかけは皆さん既にご存知だと思いますが、新聞報道等もされました三菱電機さんの話がありました。それ以前にいくつかの企業さんからお話をいただいておりましたので、土地利用の需要があるという判断で工業用地の検討を行いました。そうした中で、都市計画マスタープランの47ページに、工業用地の確保については、都市計画審議会の審議を経た後に見直しを行うとしていますので、みなさまに今回都市計画マスタープランの部分改定についてご説明をさせていただきます。</p> <p>長時間にわたりまして、お話をお聞きいただきありがとうございます。都市計画マスタープランの部分改定について説明を終わります。会長、申し訳ありませんが再度議長席へお戻りください。</p>
議長	<p>只今、事務局より都市計画マスタープランの部分改定について説明をしていただきました。事業者のニーズがあり、工業用地の確保について市街化区域内での確保ができないということで、市街化調整区域を工業地区へ変更するという説明だったかと思います。</p> <p>皆さまからのご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
大島委員	<p>経済的な面から、街の発展につながっているという点は理解できましたが、工業用地と聞きますと環境の面や公害など昔はありました、環境アセスメント等、直接マスタープランとは関係がないかもしれま</p>

大島委員	せんが、対応等どのように考えていますか。
事務局(課長補佐)	市から環境面について配慮いただくようお願いができる優良な企業でなければ、この地域では事業を実施して欲しくないという意味をこめて、工業系の土地利用の中でもしっかりとした企業さんの多い製造業に制限していこうと考えております。 環境面については、法令に沿うのは、もちろん、それ以上にできる限り配慮いただくように心がけてまいります。
議長	安心できる企業さんに制限されるということになるかと思えます。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。
水津委員	大学がある長久手市も、田園風景と市街化が半分半分ぐらいで、万博や新しいリニモができて、市街化が少しずつ進んでいます。自慢だった田園風景が少しずつ減る状態になって、みんなが発展して、正しいことと思いつつ受け入れられない人もいます。 尾張旭市さんも上に広大な森林があつて、それにこだわりをお持ちの方も見えますので、開発とともに減少していくことに十分な理解を得ることが必要だと思えます。
議長	菅井先生、ご意見はございませんか。
菅井委員	土地の所有者の状況はどうなりますか。
議長	個人相当数が所有者としております。
枡原委員	12ヘクタールと説明がございましたが、宮浦会館から西側の道路まで全部の区域でよろしいですか。それとも半分までの区域でしょうか。この色分けだと全体と見受けられますが、私が聞いた話だと、半分までの区域だったかと思えます。12ヘクタールとはどこまでの区域でしょうか。
事務局(課長補佐)	11ページの図面でピンク色に着色してある区域全体で12ヘクタールになります。今回の都市計画マスタープランの改定で変更したいと思っている区域は、着色部分全体です。三菱電機さんからお話をいただいている箇所は、区域の半分までの部分です。
議長	若杉委員、ご意見ございませんか。
若杉委員	私も非常に難しい立場での発言になります。 農業委員会の会長としては、景観、防災を含め、農地の保全をしていきたいと、その反面、市の発展のためということであれば農業委員会としても対応させていただきます。
議長	ほかにご意見はございませんか。 無いようですので、本日の報告事項の都市計画マスタープランの部分改定について終わります。 それでは最後に事務局から何かございますか。
事務局(課長)	次回の審議会の予定について、説明させていただきます。 先ほどの報告事項にもありましたように、今回ご報告した「都市計画マスタープランの部分改定」について、8月よりパブリックコメントを実施します。パブリックコメントの意見と対応について、まとめまして、10月から11月に審議会を開催し、都市計画マスタープランの改定案を審議会の議案とする予定をしておりますのでよろしくお願

事務局(課長)	<p>いたします。</p> <p>また、次回の審議会では、都市公園の変更、生産緑地の変更などを議案とする予定をしております。</p> <p>具体的な開催日時につきましては、改めて調整をさせていただきたいと考えております。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、次回は、10月から11月に開催されるとのことでもあります。皆さんお忙しいかと思いますが、なにとぞ協力くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、平成30年第2回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆さんお疲れ様でした。</p>